

# 塩竈市災害対策本部ニュース第78号

平成23年10月21日 13:00発行

## 震災復興地区懇談会を開催します

●市民の皆さまのご意見を復興計画に反映させるため、地区別の懇談会を開催します。

お問い合わせ：震災復興推進室 内線280

開催日	地区	場所	開催日	地区	場所
23日(日) 9:00~	桂島	旧浦戸二小	25日(火) 18:00~	北浜地区	保健センター
23日(日) 11:00~	石浜	石浜集会所	26日(水) 18:00~	藤倉地区	保健センター
23日(日) 14:30~	寒風沢・朴島	漁協東部支所	27日(木) 18:00~	港町地区	商工会議所
23日(日) 16:30~	野々島	ブルーセンター	28日(金) 18:00~	仮設住宅	集会施設
24日(月) 18:00~	本塩釜駅周辺	壺番館5階	-	-	-

## 市内の放射線の測定をしています

●測定場所：市内27箇所 ◇毎日測定：市役所 ◇週6回：4箇所、◇週1回：22箇所 結果：市ホームページで公表 お問い合わせ：市民安全課 内線245

	塩竈市役所	東部(東部保育所)	西部(月見ヶ丘小学校)	南部(第三小学校)	北部(第二中学校)
14日(金)	0.078	0.101	0.095	0.093	0.091
15日(土)	0.084	0.106	0.086	0.090	0.079
16日(日)	0.078	0.108	0.101	0.090	0.079
17日(月)	0.081	0.109	0.085	0.084	0.084
18日(火)	0.076	0.104	0.087	0.088	0.081
19日(水)	0.076	-	-	-	-
20日(木)	0.082	0.103	0.093	0.095	0.085

●文部科学省の暫定基準は、屋外活動の制限を1( $\mu\text{Sv/h}$ )マイクロシーベルト毎時以上としており、市内の測定値は、この値を大きく下まわっています。○単位は、「マイクロシーベルト毎時( $\mu\text{Sv/h}$ )」です。1,000マイクロシーベルトは1ミリシーベルト、1,000ミリシーベルトは1シーベルトです。○校庭など広い場所の中央部で、小学校・幼稚園・保育所(園)は地上50cm、中学校とその他場所は1mで測定。

14日(金)	玉川小学校	0.107	玉川中学校	0.097	さかえ保育園	0.093	バドマ幼稚園	0.121	玉川一丁目バス停交差点	0.069
	社の都信金栄町付近	0.075	斎場入口	0.069	-	-	-	-	-	
15日(土)	第三中学校	0.076	あゆみ保育所	0.075	北浜保育園	0.079	香津町保育所	0.093	杏友園	0.099
	公民館	0.069	塩竈市役所入口	0.051	-	-	-	-	-	
16日(日)	第二小学校	0.102	第一中学校	0.080	第一小学校	0.108	梅の宮神社付近	0.090	西町目黒歯科付近	0.052
	表坂入口付近	0.106	鹽竈神社	0.091	-	-	-	-	-	
17日(月)	カリック幼稚園	0.102	第二中央幼稚園	0.110	聖光幼稚園	0.110	中央幼稚園	0.091	マリガート塩釜	0.045
18日(火)	清水沢保育所	0.094	玉川保育園	0.092	ひまわり幼稚園	0.076	夕日踏切	0.083	伊保石公園	0.101
	塩釜加工体育館	0.084	清水沢公園	0.117	-	-	-	-	-	
19日(水)	浦戸中学校	0.103(50cm)	0.098(1m)	野々島棧橋	0.044	野々島六地藏付近	0.078	-	-	
20日(木)	杉の入小学校	0.094	藤倉保育所	0.084	新浜町保育所	0.095	藤倉二丁目高橋外科	0.056	温水プール	0.090
	新浜町公園	0.090	楓町一丁目交差点	0.068	杉の入生協前交差点	0.063	-	-	-	

○10月14日から、測定箇所を22箇所追加(表の網掛け部分)しました

相談窓口について ※土曜・日曜日と祝日はお休みです。※金曜日は19:00まで延長。

●総合相談窓口 場所：市役所東側駐車場仮設プレハブ 開設時間：月-金 9:00-17:00

相談項目 ①生活支援関連相談・支援金・見舞金・義援金・仮設住宅など ②住宅解体関連相談・住宅の解体・ブロック塀の解体・ガレキの除去など ③住宅修理関連相談・住宅

## の応急修理など

- 高速道路用り災届出証明書** 場所：市役所市民安全課 時間：8:30-17:00(月-金)
- り災証明書** 場所：市役所税務課 時間：8:30-17:00(月-金)
- 被災建物の解体を補助** 対象：市内の個人・企業の敷地内の家屋(住居・事務所・店舗)、ブロック塀など。擁壁・土留めは対象外。既に業者に依頼し解体・撤去済でも、補助対象の場合あり(一部自己負担金が発生する場合)。**必要書類**：①印鑑、②り災証明書又はり災届証明書、③家屋の登記簿謄本、④身分証明書(免許証等)、⑤見積書等、⑥写真等 **申請受付**：総合相談窓口・環境課Tel365-3377 (9:00-17:00)

※10月31日で被災建物、ブロック等の解体撤去の補助申請を締切らせていただきます

※なお、長期入院や遠隔地滞在などの事情により、間に合わない場合は、ご相談下さい。

- 災害見舞金を支給** 対象：被災世帯(居住家屋)。全壊 10万円、大規模半壊 7万円、半壊 5万円。**必要書類**：り災証明・住民票・預金通帳の写し。被災者生活再建支援金を申請済の方は、新たな申請は必要ありません。詳しくは：総合相談窓口。

### 被災したお店を再開した方に、費用の一部を支援します

- 対象**：要件を全て満たす方、①市内の中小企業・個人事業主 ②震災時に営業していた市内の商店、工場など半壊以上の被害 ③市内で事業を再開、営業中の方、**なお、被災者生活再建支援金、市の災害見舞金が適用される方は対象外です。** ●**支援額**：全壊 30万円、大規模半壊 20万円、半壊 10万円(上限額) **必要書類**：①り災商店等再生支援金支給申請書、②り災証明書、③工事等の領収書、④預金通帳、⑤平成 22 年分の確定申告写し、⑥企業の場合は法務局発行「現在事項全部証明書」○審査の上、支給決定 **申請場所**：壱番館 1 階商工港湾課(入口を入って右側カウンターまでお越しください) **時間**：9:00-17:00(月～金/土日祝日休) **お問い合わせ**：商工港湾課 Tel364-1124

### 台風15号によるり災証明書の発行と支援制度

- 被害を受けられた方に「り災証明書」を発行しています。場所：市役所税務課 時間：8:30-17:00(月-金)
- 床上浸水被害を受けられた方に以下の支援を行います。

	住家(居住する家屋)	中小企業者、個人事業者が営む商店など(店舗兼住宅を除く)
支援内容	災害見舞金	「り災商店再生支援事業」として、事業再開にかかった工事など費用の一部を助成
支援額	50,000円(半壊と同様の取扱い)	上限 100,000円(半壊と同様の取扱い)
必要書類	・災害見舞金支給申請書・住民票の写し・り災証明書(台風15号)・預金通帳の写し	・り災商店再生支援金支給申請書・り災証明書(台風15号)
申請窓口	市役所総合窓口	商工港湾課(壱番館1階)

### お亡くなりになられた方・行方不明者の状況(10月21日現在)

- お亡くなりになられた市民 47名(男性26名 女性21名)・市内で発見された方は20名(市民の方16名、市外の方2名、身元不明の方2名) ●行方不明の方 0名